

公益財団法人富山県アイバンク職員退職金支給規程

(総則)

第1条 財団法人富山県アイバンクの職員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、職員が退職し又は、解雇されたときは、その者に、職員が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第3条 職員が次の各号の一に該当する場合には退職金は支給しない。

- 一 勤続1年未満で退職したとき
- 二 免職の懲戒を受けたとき

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、職員が退職し、解雇され又は死亡した日におけるその者の基本給額に次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100
 - 二 勤続5年をこえ10年までの期間については、勤続1年につき100分の140
 - 三 勤続10年をこえ20年までの期間については、勤続1年につき100分の180
 - 四 勤続20年をこえ30年までの期間については、勤続1年につき100分の200
 - 五 勤続30年をこえる期間については、勤続1年につき100分の250
- 2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、前項各号の区分に従い、その端数について当該各号に定める割合により月割をもって計算する。

(退職金の減額)

第5条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第4条の規定により計算して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる

- 一 職員としての能力を著しく欠くことにより解雇されたとき
- 二 第3条第2号に規定する事由に準ずる事由により退職したとき

(勤続期間の計算)

第6条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が職員となった日の属する月から退職し、解雇され又は死亡した日の属する月までの年月数による。

ただし、その期間のうちに次の各号に該当する期間があるときは、その期間を除く。

- 一 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間
- 二 停職期間
- 三 私傷病による休職期間

(退職金の支給)

第7条 退職金は、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する

2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1カ月以内に支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた1円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

(実施細則)

第9条 退職金の支給手続、その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める

附 則

この規程は平成6年8月1日から適用する。